

## デジタルテレビ提供条件書 新旧対照表

旧	新
<p>5. 初期契約解除制度について</p> <p>●加入者は、「契約内容のご案内」書面の受領日から起算して8日を経過するまでの期間、文書により契約の解除を行うことができます。</p>	<p>5. 初期契約解除制度について</p> <p>●加入者は、「契約内容のご案内」書面の受領日または電子交付した旨の通知が到達した日から起算して8日を経過するまでの期間、文書により契約の解除を行うことができます。</p>